

白老町公共施設等
自動販売機設置事業者
募集要項

令和8年4月

1 はじめに

白老町では、公共施設等の行政財産の有効活用を図るため、清涼飲料水等自動販売機の設置事業者を以下により募集します。

2 募集する物件

- (1) 募集する物件 白老コミュニティセンター、白老町民温水プール
- (2) 物件概要 別紙「公募物件概要」の物件番号ごとに募集します。

3 募集価格

- (1) 募集する各物件の応募最低価格は10,000円とします。
- (2) 応募する金額は、税抜きで、年額とし、電気料金は含まないものとします。

4 使用許可期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日までとします。
ただし、令和11年3月31日まで2回（1年間）更新することができます。

5 応募資格要件

- (1) 次のいずれかに該当する個人・法人及び団体が応募できます。
 - ① 個人の場合は、白老町に住所を有していること。
 - ② 団体の場合は、白老町民で組織され、町長が特に認める団体で、主たる事務所等を白老町内に有していること。
 - ③ 法人の場合は、北海道内に本店、支店又は営業所等の事業所を有していること。
- (2) 次のいずれかに該当する個人・法人及び団体は、応募ができません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 道税及び町（市）税の滞納がある者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをしている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と関係を有する事業者

- ⑤ 白老町競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている者で、指名停止期間中の者

6 設置条件等

- (1) 販売品目は、別紙「白老町自動販売機事業者公募物件概要」における、物件番号の区分に応じたもの（清涼飲料水等）とする。
- (2) 設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に配慮したものであること。
- (3) 自動販売機の設置及び撤去並びに維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- (4) 商品の補充及び賞味期限等の管理を適切に行うほか、利用者からの苦情等には設置事業者が責任をもって対応すること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。また、自動販売機に係る事故に関して、施設管理者の責任によることが明らかな場合を除き、施設管理者は一切責任を負わないものとする。
- (6) 設置事業者は、回収ボックスの設置が指定されている物件については回収ボックスを設置し、適切に缶などを回収・処分すること。
- (7) 行政財産使用料については、1年間分の使用料を白老町が発行する納入通知書により指定した期日までに納付すること。
- (8) 自動販売機の電気料は、設置事業者の実費負担とし、各設置事業者において電気使用量計測用子メーターを設置すること。
- (9) 計測により算出した電気料は、白老町が発行する納入通知書により指定した期日までに納付すること。
- (10) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (11) 許可の条件に違反する行為があると認められるとき又は応募資格要件等に適合しない状況となったときは、使用許可を取り消すことがある。
- (12) 自己都合により、使用許可が満了する前に自動販売機を撤去するときは、撤去しようとする日の3ヶ月前までに白老町に書面により通知すること。
- (13) 自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を白老町に請求することはできないものとする。
- (14) 期間満了後の次年度の更新は、12月末日までに設置事業者からの撤去申出がない限り、更新の意思があるものとみなす。

7 参考データ

【白老町コミュニティセンター】

R8. 1. 1 現在

開館日時	9 : 00 から 22 : 00 (休館日は、12/29～1/3、毎週月曜日 (月曜が祝日の場合は、その翌日))		
職員数	約 30 人 8:30 から 17:15 (12/29～1/3、土日祝日除く)		
来庁者数	平均 80 名/日		
販売実績 R7. 1 月～R7. 12 月	物件番号 コミセン 1	3, 933 本	
	物件番号 コミセン 2	1, 355 本	
	物件番号 コミセン 3	設置実績なし	

【白老町民温水プール】

R8. 1. 1 現在

開庁日時	1 午前 10 時から午後 8 時 30 分まで(11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間は、午後 1 時 30 分から午後 8 時 30 分まで) 2 日曜日及び祝日は、午前 10 時から午後 5 時まで ※休館日 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間に限り、毎週月曜 (祝日の場合は、その翌日) 12 月 29 日から 1 月 3 日		
職員数	約 15 人		
来庁者数	平均 80 人/日		
販売実績 R7. 1 月～R7. 12 月	物件番号 プール 1	2, 068 本	
	物件番号 プール 2	947 本	
	物件番号 プール 3	設置実績なし	

8 応募申込方法等

- (1) 申込先 白老町教育部教育課社会教育係（郵送もしくは持参）
- (2) 申込期間 令和8年5月1日から令和8年6月1日まで
（土日祝日を除く）
- (3) 提出書類
 - ① 応募申込書提出票（様式第1号）
 - ② 応募申込書（様式第2号）
 - ③ 誓約書（様式第3号）
 - ⑤ 納税証明書（個人の場合は町税、法人の場合は道税及び町（市）税）
 - ⑥ 証明書類
 - ア 個人の場合 住民票
 - イ 団体の場合 団体規約、役員名簿、事業報告書、収支報告書
 - ウ 法人の場合 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

9 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、白老町が設定する応募最低価格以上の額で、かつ、最高額の応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。
- (3) 最高額の応募価格の提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定をする。
- (4) 設置事業者の決定後、応募者に物件ごとの決定金額及び決定した事業者名を書面により通知します。
- (5) 不正な応募が行なわれるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止又は延期することがあります。

10 使用許可申請の手続

設置許可事業者に決定した者は、指定した期日までに次の書類を提出していただきます。

- ① 設置する各公共施設で定めた許可申請書
- ② 設置を希望する自動販売機仕様書（カタログ等コピー可）

11 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募の資格を失った場合

1 2 問い合わせ先

- (1) 白老町各教育施設 教育課社会教育係 担当 齊藤
〒059-0906 白老町本町1丁目1番1号
電話：0144-85-2020 (直) F A X：0144-85-2024 (直)